

名古屋市告示第263号

指定地域密着型サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 86条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 7年 5月21日

名古屋市長 広 沢 一 郎

開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ＬＣみおつくし株式会社	グループホームあずみ	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根3210番地の 1	令和 7年 4月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
社会福祉法人清里	特別養護老人ホーム山王清里苑	名古屋市中川区山王三丁目17番 8号	令和 7年 4月 1日	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人志楽園福祉会	特別養護老人ホーム さわやかなの郷	名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番地の 641	令和 7年 4月 1日	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課